

## 運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

### 系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法(※)の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

#### 【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分(車両の使用停止等)

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

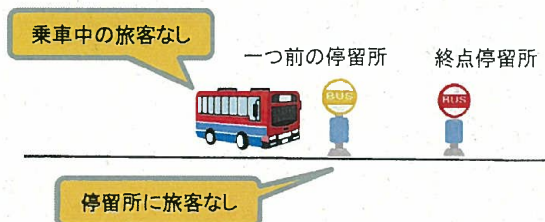
一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

### 効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

- 効率的な運行が認められる場合（一般バス）  
終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



- 運行計画の届出手続き  
運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。
- 実施する上での留意事項
  - ・ 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
  - ・ 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課 (052-952-8035)

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 (058-279-3714)

愛知運輸支局 輸送・監査担当 (052-351-5312)

三重運輸支局 輸送・監査担当 (059-234-8411)

静岡運輸支局 輸送・監査担当 (054-261-2898)

福井運輸支局 輸送・監査担当 (0776-34-1602)

# 平成18年3月23日付け事務連絡 「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

事務連絡  
平成18年3月23日

各地方運輸局自動車交通課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通課長 殿

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年10月、前年度内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰還するという事例が発生したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存在を把握しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、帰送扱いとして帰還しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となつた。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境への配慮及び乗客効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今後、下記1.に掲げる場合に該当することについて、運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を遵守している場合であっても、2.に掲げる事項を遵守しているときに限り、乗客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に留意なきよう取り計らわれたい。

記

1. 効率的な運行として認める場合

(1) 一般バス

① 一般バス路線における運行系統であつて、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存在しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存在しないことを確認した上で、帰還又は始発停留所までの帰送をする場合。

② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用または乗車専用のクロ

ーズドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存在しないことを確認した上で、帰還又は始発停留所までの帰送をする場合。

(2) 高速バス

① 高速バス路線における運行系統であつて、乗車専用又は乗車専用のクロスドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存在しないことを確認した上で、帰還又は始発停留所までの帰送をする場合。

② 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において乗客を乗車させた後、終点停留所までの乗車専用の停留所区域において乗客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰還又は終着地までの帰送をする場合。

③ ①及び②に準ずるもののほか、予約制を取っている運行形態であることについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が背景であることを確認した上で帰送し、帰還する場合。

(3) 定期観光バス

① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの乗客の乗車が存しないことを確認した上で、帰送し、帰還する場合。

② ①以外の場合であつて、予約制をとっている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が背景であることを確認した上で帰送し、帰還する場合。

2. 事業者の遵守事項

(1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の既出内容の順に調整、変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。

(2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運行経路図（運輸規則第27条第1項）中「5. その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指示をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ指示をすること。

さらに、乗客記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗降の終了地点及びその乗降した距離を記載するよう、運転者に指示すること。

(3) 当該運行を行う場合は、道路運送法第71条第1項第5号に規定する運行管理者の遵守事項に記載しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を

必ず受けてから帰送することとし、乗車等への運送状況についても、当該な運送は帰送する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で帰送すること。